

東町運動公園新体育館ネーミングライツ（施設命名権）スポンサー募集要項

1 募集の目的

東町運動公園新体育館（以下「新体育館」という。）は、市民の憩いとやすらぎの場とすることはもとより、市民スポーツをはじめ、スポーツコンベンションの拠点となる施設であり、2019年4月にオープンする予定です。

新体育館は、県内最大級のメインアリーナをはじめ、大会運営のしやすい様々な諸室を有するとともに、大規模な会議や展示会などの開催にも対応可能な、充実した設備を備えることとしています。将来にわたって、市民に愛され、親しまれる魅力的な体育館にするとともに、民間の活力やノウハウを活用した効果的で持続可能な施設運営を図るため、ネーミングライツスポンサーを募集します。

本要項は、東町運動公園新体育館ネーミングライツスポンサー（以下「スポンサー」という。）の募集について必要な事項を定めたものです。

2 施設の概要

- (1) 名 称 東町運動公園新体育館
- (2) 所 在 地 水戸市緑町2丁目地内 東町運動公園内
- (3) 主要用途 体育館、観覧場、集会場
- (4) 構造種別 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- (5) 規 模 地上3階 地下1階
- (6) 建築面積 11,146.73 m²
- (7) 延べ面積 16,803.73 m²
- (8) 建物高さ 22.68m（平均地盤面からの高さ）
- (9) 主 要 室
 - ① メインアリーナ
床面積：3,255 m²、有効寸法：69m×46m（バスケットボールコート3面）、
アリーナ有効高さ：14.0m、観客席数：3,938席（収容人員5,000人）
 - ② サブアリーナ
床面積：997 m²、有効寸法：38m×25m（バスケットボールコート1面）、
アリーナ有効高さ：12.5m、観客席数：198席
 - ③ 強化・競技拠点施設
レスリング場：410 m²、フェンシング場：261 m²、ボクシング場：317 m²
 - ④ その他の施設
トレーニング室：331 m²、多目的室：377 m²、会議室：400 m²、防災備蓄倉庫：173 m²、
大会本部室、放送室、審判室、選手控室、更衣室、トイレ、事務室、医務室、ランニングコース 他

3 スポンサーの特典

(1) 通称名の使用

企業名、商品名等を冠した名称を施設名称として使用します。

※ 親しみやすく、新体育館に相応しいものとし、「水戸」、「みと」、「ミト」、「MITO」、「mito」の何れかの文字を使用してください。

※ 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の変更は原則認めません。

※ 条例で定める施設の名称の改正は行いません。通称名の使用が禁止されている大会等の開催期間においては、条例で定める施設の名称を使用する場合があります。

(2) 通称名看板の設置

新体育館、東町運動公園敷地内に通称名の看板を設置することができます。

※ 看板の表示面積、表示内容等は、水戸市屋外広告物条例（平成22年水戸市条例第5号）に適合するものとします。

※ 看板の設置場所、デザインについては、協議の上、決定します。

※ 看板の設置、維持管理、撤去等に係る費用は、スポンサーに負担していただきます。

(3) スポンサー広告の設置

新体育館の広告スペースにスポンサー広告を設置することができます。

※ 広告の設置場所、面積、デザインについては、協議の上、決定します。

※ 広告の設置、維持管理、撤去等に係る費用は、スポンサーに負担していただきます。

(4) 新体育館の無償使用権

年間5日間、新体育館を無償で使用することができます。

※ 施設の利用条件、日程等については、協議の上、決定します。また、照明、空調設備を利用する場合の実費相当額については、スポンサーに負担していただきます。

(5) 通称名の周知

マスコミへの情報提供等を通じて、通称名の周知を図ります。

水戸市ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、パンフレット等に通称名を掲載します。

※ 通称名が定着するまでの間、条例で定める施設の名称を併記することがあります。

※ 既存のパンフレット等の印刷物については、通称名を使用することができない場合があります。

(6) 魅力向上につながる提案の反映

新体育館の魅力向上につながる提案を募集し、提案いただいた内容を審査した上で、施設整備や完成後の施設運営に反映します。

※ 提案内容に係る費用負担については、協議の上、決定します。

※ 提案の内容によっては、反映できない場合もあります。

4 募集の条件

(1) 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる全ての条件を満たす法人とします。

- ① 水戸市内に本社，支社，営業所，工場等がある者又は水戸市の活動等に積極的に参加していく意欲のある者であること。
- ② 安定的な経営が見込まれる者であること。
- ③ 法律，法律に基づく命令，条例及び規則に違反した者，国及び地方公共団体から指名停止措置等を受けている者並びに国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ④ 水戸市暴力団排除条例（平成 24 年水戸市条例第 2 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業及びこれに類する営業を行う者でないこと。
- ⑥ 消費者金融に係る事業を行う者でないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立，破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立，民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- ⑧ 政治団体，宗教団体でないこと。
- ⑨ その他スポンサーとして適当でないと水戸市が認める者でないこと。

(2) 契約金額

年額 5 0 0 万円以上（消費税及び地方消費税は別途）

※ 契約期間に 1 年未満の端数を生じた場合は、月割をもって計算して得た額とします。

(3) 契約期間

5 年以上

5 募集期間

平成 30 年 8 月 10 日（金）から平成 30 年 9 月 10 日（月）まで

6 申込方法

(1) 別紙申込書（様式1）に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、募集期間中に持参又は郵送（締切日必着）により提出してください。なお、提出された書類等は返却しません。申込書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(2) 提出部数 正本1部、副本10部（副本はコピー可）

7 選定方法等

(1) 選定方法

水戸市が設置する選定委員会において、名称、契約金額、契約期間、企業等の社会貢献実績、提案事項等を総合的に判断し、優先交渉権者を選定します。

(2) 結果の通知及び公表

全ての応募者に結果を書面により通知するとともに、決定したスポンサーについては、水戸市ホームページ等で公表します。

8 契約の締結等

水戸市と優先交渉権者は、ネーミングライツの導入に必要な事項を協議の上、ネーミングライツに関する契約を締結します。契約期間の始期については、協議により決定します。なお、スポンサーは、次回の契約に際して優先的に交渉することができるものとします。

9 契約の解除等

水戸市は、スポンサーが応募資格を満たさなくなったとき、スポンサーとして適当でないと認められる事態が生じたときは、契約を解除できることとします。この場合、原状回復に必要な費用は、スポンサーに負担していただきます。

10 申込先・お問い合わせ

水戸市 市民協働部 体育施設整備課

〒310-0914 茨城県水戸市小吹町2058番地の1

TEL 029-306-6760 FAX 029-306-7687

E-mail sports-seibi@city.mito.lg.jp

水戸市ホームページ <http://www.city.mito.lg.jp>

(様式1)

平成30年 月 日

水戸市長 高橋 靖 様

申込者 { 所在地
 { 名称
 { 代表者名

印

東町運動公園新体育館ネーミングライツスポンサー申込書

東町運動公園新体育館ネーミングライツスポンサー募集要項に基づき、次のとおり申し込みます。

希望通称名 (略 称)	
希望契約金額	年額 円 (消費税及び地方消費税を除く)
希望契約期間	年間 (年 3月 31日まで)
社会貢献実績*	
提案事項*	

※ 社会貢献実績、提案事項については別紙可 (任意様式) とします。

連 絡 先	担 当 部 署	
	役職・担当者名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	メールアドレス	

【申込みの際には、下記の書類を添付してください。】

<input type="checkbox"/> 法人の概要を記載した書類	<input type="checkbox"/> 決算報告書 (直近3年間分)
<input type="checkbox"/> 定款、寄附行為等の規約	<input type="checkbox"/> 完納証明書【法人税、法人事業税、法人
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	住民税、消費税、地方消費税 (直近1年
<input type="checkbox"/> 印鑑証明書	間分)】
<input type="checkbox"/> ネーミングライツスポンサー申込に係る誓約書 (様式2)	

(様式2)

東町運動公園新体育館ネーミングライツスポンサー申込に係る誓約書

東町運動公園新体育館ネーミングライツ（施設命名権）スポンサー募集要項の応募資格を満たしていること並びに提出書類の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約いたします。

平成30年 月 日

水戸市長 高橋 靖 様

申込者 { 所在地
 { 名称
 { 代表者名

印

作成責任者 { 担当部署
 { 役職・氏名
 { 電話番号
 { FAX番号
 { メールアドレス